

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務の 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案） 【概要】

1 評価書名

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

2 今回の修正内容 ※全て重要な変更にあたる変更

I 基本情報

5. 個人番号の利用【根拠法令の追加】

(別添1) 事務の内容

備考【事務手続の内容の修正】

II 特定個人情報ファイルの概要

2. 基本情報【特定個人情報ファイルの保有開始日の修正】
5. 特定個人情報の提供・移転【提供・移転する情報の修正】
5. 特定個人情報の提供・移転【移転方法の追加】
6. 特定個人情報の提供・移転【保管場所の記載内容の修正】

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目【記録項目の追加】

III 特定個人情報取り扱いプロセスにおけるリスク対策

4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託【情報保護管理体制の記載内容の修正】
7. 特定個人情報の保管・消去【物理的対策の内容の修正】

IV その他のリスク対策

2. 従業者に対する教育・啓発【具体的な方法の記載内容の修正】

3 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言および項目一覧

(1) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイル(※)の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

※個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

(2) 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

4 特定個人情報ファイルを取り扱う事務および使用するシステム

(1) 事務の名称

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務

(2) 事務の内容

- ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構への通知
- ③滋賀県知事から県の他の執行機関への本人確認情報の提供
- ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査
- ⑤地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会

(3) 対象人数

30万人以上

(4) 使用するシステム

住民基本台帳ネットワークシステム

5 特定個人情報ファイルの概要

(1) 特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

(2) 対象となる本人の数

100万人以上 1,000万人未満

(3) 対象となる本人の範囲

滋賀県内の住民

(4) 記録される項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報等

(5) 保有開始日

平成 27 年 8 月

6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段および対象は、市町から通知される本人確認情報に限定される。

(2) 特定個人情報の使用

生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理、操作履歴の確認を通じて、不正使用を防止する。

(3) 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報の提供・移転を行う際、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。

(4) 特定個人情報の保管・消去

OS のセキュリティ更新プログラムおよびウイルス対策ソフトのパターンファイル等を都度更新するとともに、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。

住民票記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）および削除者の本人確認情報は、住基法施行令第 30 条の 6 に定める保存期間を経過した後にシステム上自動的に消去する。

7 その他のリスク対策

(1) 監査

住民基本台帳ネットワークシステムに関係する全所属に対し、チェックリストを配付し、自己点検を実施する。また、本人確認情報の利用業務に係る端末機の管理状況、本人確認情報の管理状況等を確認するために、2 年間で全所属の実地監査を実施する。

(2) 従業者に対する教育・啓発

住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。

各責任者に対して、管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施する。

8 開示請求、問合せ

(1) 開示請求先

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 （電話：077-528-3121）

滋賀県総務部市町振興課 （電話：077-528-3233）

(2) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先

滋賀県総務部市町振興課 （電話：077-528-3233）

9 評価実施手続

基礎項目評価については、令和元年 12 月 11 日に実施済みであり、しきい値判断の結果、基礎

項目評価および全項目評価の実施が義務付けられている。

住民等からの意見の聴取については、令和2年1月7日（火）～令和2年2月6日（木）の間、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に準じて実施する。

【参考】今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和2年1月7日（火）～令和2年2月6日（木）
意見聴取（パブリックコメント）
- ・ 令和2年2月～令和2年3月
第三者点検（滋賀県個人情報保護部会諮問）
- ・ 令和2年4月以降
個人情報保護委員会へ評価書提出、評価書公表